

# 山形市と株式会社モンベルとの地方創生の推進に係る 包括連携に関する協定書（案）

山形市（以下「甲」という。）と株式会社モンベル（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、山形市における地方創生に資すること及び市民生活の質の向上に寄与することを目的とする。

## （連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力する。

- (1) 自然体験の促進による環境保全意識の醸成に関すること。
- (2) 子どもたちの生き抜いていく力の育成に関すること。
- (3) 自然体験の促進による健康増進に関すること。
- (4) 防災意識と災害対応力の向上に関すること。
- (5) 地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化に関すること。
- (6) 農林水産業の活性化に関すること。
- (7) 高齢者、障がい者等の自然体験参加の促進に関すること。

2 連携及び協力する具体的内容は、その都度、甲乙協議して定める。

3 乙は、本条に定める事項を効果的に進めるため、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

## （情報保護）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から知り得た情報（公知の情報を除く。）を他に漏らしてはならず、又はこの協定の目的外に利用してはならない。この協定の終了後においても同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

## （協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義の協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年 1月18日

甲 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤孝弘

乙 大阪府大阪市西区新町二丁目2番2号

株式会社モンベル

代表取締役会長 辰野 勇